

18. 健康科学総合研究事業

健康科学総合研究事業
所管課：健康局総務課地域保健室
<p>①研究事業の目的（予算要求資料より抜粋）</p> <p>地域保健・公衆衛生に関する基盤の基礎として「公衆衛生の基盤確保に関する研究分野」及び「地域における健康危機管理に関する研究分野」の2分野、個別対策分野として、「健康づくりに関する研究分野」、「疾病の早期発見と対策に関する研究分野」、「健全な水循環の形成に関する研究分野」及び「生活環境に関する研究分野」の4分野、計6分野から構成された公衆衛生に関する総合的研究事業である。</p> <p>個別の分野の目的は下記のとおりである。</p> <p><u>1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野</u></p> <p>地域の公衆衛生（地域保健）行政を取巻く社会状況は市町村合併、健康危機に関する事例や対応が多様化するなど激変していることに加えて、対応する制度等が不明確な事案も増大しているところであることから、今後の公衆衛生組織等に関する方向性を明確化し、公衆衛生の基盤を強化するために、地域における公衆衛生組織、人材、対策等の将来像に関する概念及び具体的な対応策に関する研究及び開発を行い、公衆衛生行政の基盤の向上を図ることを目的とする。</p> <p><u>2 地域における健康危機管理に関する研究分野</u></p> <p>SARS、鳥インフルエンザ等の健康危機に関する事例や対応は多様化しており、健康危機対策は社会の安全性及び安心を確保するためには必要不可欠となっている。健康危機管理対策を支える組織、人材、育成、情報等の体制や対応の整備といった共通の基盤の構築を行うことが重要であることから、健康危機対応に関する共通の基盤を構築するために共通して活用できる概念、機器、組織、物流等、研究及び開発を行い、安心・安全の社会形成の基礎となる危機管理対策の基盤整備を目的とする。</p> <p><u>3 健全な水循環の形成に関する研究分野</u></p> <p>水道システムのエネルギー・環境面での効率化、事故・災害等に対する信頼性向上を効果的に推進するための施設整備、改築、管理手法等に関する研究や、水利用の起点である水道水源を保全するための水源及びその管理に関する評価手法等に関する研究、水道水質の安全性確保のための体制確立に関する研究等を行い、安全で最適な水利用システムを構築することにより、健全な水循環系の形成に資することを目的としている。</p> <p><u>4 生活環境に関する研究分野</u></p> <p>室内空気汚染問題をはじめとした建築物における空気環境や給排水等の衛</p>

生的環境の確保に関する研究、公衆浴場等の生活関係営業の振興及び衛生的環境の確保に関する研究、その他生活環境が人体に及ぼす影響等の研究を推進し、生活衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

5 健康づくりに関する研究分野

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、分子疫学等最先端科学を活用した循環器病・糖尿病の予防の研究及び生活習慣と疾病との関係に関する調査研究を進めるとともに、健康づくりのための食育の効果的な推進に関する研究を行い、国民の健康増進の推進を図ることを目的とする。

6 疾病の早期発見と対策に関する研究分野

日本人におけるライフステージ別・疾病別の健康診査項目等に係るエビデンスの構築及び最新の科学的知見に基づいた効率的・効果的な健康診査の実施に必要な研究、健康診査の質の向上を図るための精度管理に関する研究等を推進し、疾病の早期発見と対策の充実を図ることを目的とする。

②課題採択・資金配分の全般的状況（詳細は別紙参照）

1 健康づくりに関する研究分野採択課題数	: 27 課題
2 地域保健サービスに関する研究分野採択課題数	: 14 課題
3 地域における健康危機管理に関する分野採択課題数	: 7 課題
4 生活環境に関する研究分野採択課題数	: 13 課題
5 健全な水循環の形成に関する研究分野採択課題数	: 6 課題

③研究成果及びその他の効果

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

公衆衛生医師等の専門的能力の構築に関する調査研究においては、公衆衛生分野における専門医制度の現状、問題点、課題等が整理され、公衆衛生医師等に関する知見が集積されたことから、今後はこれらの基礎資料を踏まえて地域における公衆衛生医師の育成及び確保に関する施策が行われる。また、地域保健分野における規制影響分析の方法論に関する調査研究においては、諸外国の動向等についての知見が集積され、今後の地域保健分野の規制影響分析に活用される。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機発生時の地方衛生研究所における調査及び検査体制の現状把握と検査等の精度管理体制に関する調査研究において、現行制度における地方衛生研究所の有する健康危機管理能力について把握され、今後の基礎資料として使用される。また、健康危機管理システム間の連携による健康危機管理情報の収集・評価手法の確立に関する調査研究においては、コンピューターネットワークを利用した健康危機管理情報の連携に関する知見が集積され、保健医療科学院に設置する健康危機管理支援情報システムの今後の運営に活用

される。

3 健全な水循環の形成に関する研究分野

17年度に終了した研究では、マンション、ビル等に設置されている貯水槽の管理 運営マニュアルが提案されており、その活用が図られ、貯水槽水道の管理者の認識が高まることが期待される。また、16年度から開始された「最新の知見に基づく水質基準の見直しに関する研究」の成果も、適宜水道水質基準の逐次見直し検討に活用されるなど、水道に係る施策の推進に活用がなされている。

4 生活環境に関する研究分野

シックハウス対策関連研究については、複数の研究課題の成果を「室内空気質と健康影響」としてとりまとめ公表した。また、研究成果をもとに相談マニュアル（保健所用）、啓発用パンフレット（一般国民用）を作成した。

5 健康づくりに関する研究分野

代表的な研究成果としては、「国民健康・栄養調査における各種指標の設定及び精度の向上に関する研究」において出された成果である血圧及び腹囲測定について測定者のトレーニングのための視覚的教材は実際に国民健康・栄養調査において活用され、調査の精度向上に貢献している。

また、「口腔疾患、特に歯周疾患に及ぼす煙草煙の悪影響とその対策に関する研究」によって、受動喫煙を含む煙草煙は生体に種々の影響を及ぼし、歯周疾患、口腔粘膜疾患、歯肉メラニン色素沈着、歯の喪失などの口腔疾患のリスクとなることが明らかにされた。

さらには、「健康づくりのための運動指針」に関する研究—身体活動量増加による生活習慣病の一次予防効果」における成果は、運動指針の改定に向けた検討会において活用されている。

その他、「疾病予防サービスに係るエビデンス構築のための大規模コホート共同研究」、「健康づくりのための個々人の身体状況に応じた適切な食事摂取に関する栄養学的研究」、「地方健康増進計画の技術的支援に関する研究」等、いずれも健康づくりに関する施策を推進するうえで必要不可欠な研究であり、現在までに集積された科学的知見は健康づくりを進めるための検討会や健康づくり施策等において活用されている。

④行政施策との関連性・事業の目的に対する達成度

地域保健（公衆衛生）行政の課題及び施策に対して、本研究事業の結果が積極的に活用されているところである。特に「指針」、「ガイドライン」及び「基準値」等の改正の基礎調査研究として活用及び、公衆衛生行政における

対応の科学的根拠の確立には大きく活用されていることから、目標に対する達成度は高い。個々の研究事業については下記のとおりである。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

本研究で行われた人材育成、地域診断、企画立案、保健事業運営、保健事業評価等に関する研究は行政施策と密接に関連している。今後、本研究結果は、地域保健に関する計画作成ガイドラインの作成のための基礎資料として使用される予定である。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策は行政が中心となって推進していくことが必要不可欠な課題であり、本研究分野は行政課題解決のための対策の一つとなっている。今後、本研究結果は、健康危機管理の運営方法、基盤整備のための基礎資料として活用される。

3 健全な水循環の形成に関する研究分野

厚生労働省健康局が平成16年6月にとりまとめた「水道ビジョン」では、政策目標として、環境面にも配慮しつつ、安全・安心な水道水を安定して将来にわたり持続的に供給する旨が掲げられている。本技術研究で得られた知見等は、水道水質基準等の見直し、各種技術手引き書の作成などに活用され、水供給の安全・安定性の確保向上と、そのための水道事業者における新技術導入の促進等に資するものであり、事業目的に対する達成度は大きく、また、「水道ビジョン」の目標達成に大きく貢献することが期待され、行政施策との関連性はきわめて深いものと言える。

4 生活環境に関する研究分野

多様化、複雑化する生活衛生を取り巻く課題に対しては、諸外国の状況等を含めた最新の知見を収集し、必要に応じて適切に対応することが求められている。当分野の研究成果は、短期的にはマニュアル等の行政対応に反映されているとともに、未解明な部分に対する技術的、医学的知見の確実な集積につながっており、行政施策に密接に関連し、その達成度は高い。

5 健康づくりに関する研究分野

「疾病予防サービスに係るエビデンス構築のための大規模コホート共同研究」、「健康づくりのための個々人の身体状況に応じた適切な食事摂取に関する栄養学的研究」、「地方健康増進計画の技術的支援に関する研究」等、いずれも健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、必要不可欠な研究であり、集積された科学的知見は健康づくりを進めるための検討会等において活用されるなど、施策に活用可能な多くの研究成果を得ることができている。他方で、医療制度改革において医療保険者に対して生活習慣病対策に着目した健診・保健指導が義務付けられ

ることから、効果的・効率的な健診・保健指導を行うためのエビデンスの構築に資する研究を行うほか、健康づくり・健康増進の観点からの食育の推進に資する研究等を推進し、国としての成果を示していく必要がある。

⑤課題と今後の方向性

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

地域保健に関する計画のあり方及び今後の地域保健サービスに関する方向性を明確化し、地域保健の基盤を強化するために、組織、人材育成、対策等の将来像に関する概念及び具体的な対応策に関する幅広い研究及び開発が必要となっている。また、地域特性に応じた地域保健対策を推進するためのフィールド研究が必要となるとともに、地域保健対策の推進に関する基本的な指針、地域保健に関する計画作成ガイドライン策定のための知見の整理及び集積が必要となっている。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策は行政が中心となって推進していくことが必要不可欠な課題であることから、健康危機への対応に関する共通の基盤を構築するために共通して活用できる概念、機器、組織、物流等の幅広い研究及び開発を行うことが必要となっている。また、公衆衛生の新たな課題である初動時に原因が特定できない健康危機事例、NBCテロ、虐待、災害時の対策などに関する知見の整理及び集積が必要である。

3 健全な水循環の形成に関する研究分野

水道は社会経済活動を支える重要な基盤であり、また、安全・安心・快適な水に対する需要者のニーズは高まっている。このため、今後の水道においては、供給する水の安全性・快適性を高めていくとともに、危機管理対策を強化し、突発的事故、災害等に対するより高い安全性の確保を図っていくことが必要とされている。よって、水道水質基準の逐次見直し、突発的汚染事故や災害等にかかる安全対策、危機管理対策の強化、水源から蛇口までの水道水の総合的安全性の一層の強化、快適性を阻害する異臭味対策の強化について、研究を進めていくことが必要である。

4 生活環境に関する研究分野

長期的観点からの知見の集積を行う一方で、短期的達成目標をより明確かつ重点化して設定し、国民に理解しやすい具体的成果を示していくことが必要。

5 健康づくりに関する研究分野

生涯を通じた健康増進のために必要である健康診査のあり方や科学的根拠に基づいた健康診査の実施に資する研究を引き続き実施するとともに、健康

フロンティア戦略を踏まえ、働き盛り層の健康づくり施策を推進するための健康診査受診後における効果的かつ効率的な保健指導の検証やプログラム開発に資する研究等を実施する必要がある。また今後は、特に生活習慣病における健康づくりといった一次予防からメタボリックシンドローム等生活習慣病の予備軍に焦点を当て、発症予防、生活習慣病の診断・治療を推進するためのエビデンスの構築と基盤整備等を推進するため体系的な研究事業として「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業」を構築し、生活習慣病対策に係る研究を体系的、戦略的に推進することが必要である。

⑥研究事業の総合評価

個々の研究結果については、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針の改正及び水質基準等の「指針」、「基準値」等の改正の科学的根拠として活用するとともに、「健康日本21中間評価」等の施策や対応策における具体的方法に活用されており、有効な活用が行われているものである。

1 公衆衛生の基盤確保に関する研究分野

地域保健サービスに関する知見の集積、手法の開発など本研究の結果は、地域保健に関する計画作成ガイドラインの基礎資料として、今後の行政施策に反映される予定となっており、研究の成果はあがっている。

2 地域における健康危機管理に関する研究分野

地域保健に関する計画の中で「健康危機管理体制の構築」として今後反映される予定となっており、研究の成果はあがっているが、地域における健康危機管理対策をより強化するために引き続き研究の推進が必要である。

3 健全な水循環の形成に関する研究分野

本研究により、安全で最適な水利用システムを構築し、健全な水循環系の形成に資する上での多くの知見を得て、病原生物対策や水道水質基準の逐次見直し等の検討、新技術導入のための技術的手引書の整備、浄水技術や貯水槽管理における最適な手法の提案等に資することができた。今後は、安全・安心・快適な水を供給していくため、水道水質基準の逐次見直しを進めるとともに、突発的事故・災害等に対しても安全な水道水を安定的に供給していくという観点から、飲料水危機管理対策等の強化、水源から蛇口までについての微量化学物質や病原生物等に係るリスクを一層低減し総合的安全性を強化していくための方策、異臭味被害対策強化等に係る研究開発を中心として進めていくことが必要である。

4 生活環境に関する研究分野

シックハウス症候群等、当初、未解明な分野に関する知見が確実に集積さ

れ、具体的な対応方策につながっているが、未だ不明な部分も多く、さらなる調査研究の推進が必要である。

5 健康づくりに関する研究分野

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため研究を実施し、集積された科学的知見は健康づくりを進めるための検討会等において活用されるなど、今後の施策に活用可能な多くの研究成果を得ることができた。健康フロンティア戦略が策定され、「日本21世紀ビジョン」において、健康維持と病気の予防に重点が置かれた社会を目指すべき方向が示されつつあり、今後ますます生活習慣病の予防対策が重要となり、生活習慣病に係る予防・医療・治療までを効果的に推進するためのエビデンスの構築と基盤整備等を実施するため「循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業」を構築し、生活習慣病対策に係る研究を体系的、戦略的に推進していくことが必要である。